埼玉県からのお知らせ

**法定検査の受検は浄化槽管理者の義務です。**

　浄化槽管理者（浄化槽をお使いになられている方）には、**「法定検査（定期検査）」**、**「保守点検」**、**「清掃」**の３つの義務が課せられています。

　法定検査（定期検査）は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。保守点検や清掃を実施していても、毎年1回受検する必要があります。

　法定検査を受検されていない方は以下の申込先にお申し込みください。

|  |
| --- |
| **【検査申込先】**（埼玉県知事指定検査機関）一般社団法人埼玉県浄化槽協会　法定検査部〒３６６－０８２１　埼玉県深谷市田谷１１電話：０４８－５０１－５７０７ |

**法定検査に関するQ＆A**

|  |  |
| --- | --- |
| **Q.1** | ○○会社にお願いしているのは、法定検査ではないのですか？ |
| **A.1** | 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託（依頼）業者とは異なります。お住いの地域では、（一社）埼玉県浄化槽協会が指定されています。 |
| **Q.2** | 保守点検業者が定期的に点検に来ています。法定検査は必要ないのではないですか？ |
| **A.2** | 保守点検は機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスです。 法定検査は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。内容と目的が違いますので、どちらとも必要です。 |
| **Q.3** | 法定検査を受けないとどうなりますか？ |
| **A.3** | 浄化槽が適正に機能しているかわからなくなります。法定検査の結果、4割ほどで何らかの改善が必要になっています。改善されないままでいると、故障により多額の費用がかかることがあります。また、悪臭の発生などにより近所に迷惑をかけたり、河川を汚す原因にもなります。 |
| **Q.4** | 検査にはいくらかかりますか？ |
| **A.4** | 一般家庭用（１０人槽以下）で５，０００円（非課税）です。 |

|  |
| --- |
| **【このチラシに関することや浄化槽全般に関するお問い合わせ先】****埼玉県秩父環境管理事務所**　**生活環境担当** 〒３６８－００４２　埼玉県秩父市東町２９－２０ 電話：０４９４－２３－１５１１　 FAX：０４９４－２３－６６７９ 浄化槽についてのHP　　 http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/johkasou.html |